

# Advo KISS マーク運用規約

TNS-K001

## 第1条 規約の目的

本規約は、健康食品の製造・販売事業者（以下事業者と称する）と一般社団法人 統合医療福祉中村直行研究室（以下統医研と称する）が協力し、消費者が健康食品を選択する際に目安となる情報を提供する目的で制定した、「Advo KISS マーク」の運用に関する規則を定めたものである。

## 第2条 本制度の目的

1. 消費者の利益となる商品情報の提供と、健康食品業界の健全な発展に寄与する。
2. 統医研は、事業者によって WEB 上に公開された健康食品の情報や、生産・販売に関わる事業者の事業所などを統医研が定める審査基準に基づいて審査する。審査に適合した事業者の商品は、消費者が商品を選択する際の参考情報として利用できるよう「Advo KISS マーク」を事業者のホームページやパンフレット、商品パッケージに表示することができる。

## 第3条 マークの種類

「Advo KISS マーク」は、次の2種類とする。

マークの種類	審査項目及び有効とする認証内容
Advo KISS gold	・商品情報審査（WEB 上の商品情報の整合性） ・事業所審査（顧客第一主義、トレーサビリティ、コンプライアンス） ・安全性審査（毒性試験、残留農薬、細菌／雑菌検査）
Advo KISS std	・商品情報審査（WEB 上の商品情報の整合性） ・事業所審査（顧客第一主義、トレーサビリティ、コンプライアンス）

1. 商品情報審査・事業所審査は、統医研で実施する。
2. 毒性試験などの実施が必要な場合は、関連する試験機関へ委託する。
3. 審査内容の詳細は、「第7条 審査及び審査視点」による。

## 第4条 審査のポイント

1. 商品情報審査
  - 1) WEB 上に公開された商品情報に基づく公平な審査の実施。
  - 2) 統医研独自の健康食品データベースに基づく経済性審査の実施。
2. 事業所審査
  - 1) 顧客第一主義に徹した事業運営の実践と、ISO/HACCP などによる製品管理の実施。
  - 2) 原材料の入手から製造、流通過程を含むトレーサビリティの確立。
  - 3) コンプライアンス（順法精神）の浸透と「Advo KISS マーク運用規約」の理解。
3. 安全審査
  - 1) 毒性試験・残留農薬・細菌／雑菌検査など信頼できるデータの蓄積。
  - 2) 安全試験の実施計画を保有し、認証取得までに完了する。

## 第5条 マークの使用

「Advo KISS マーク」は、下記の範囲で使用できるものとする。

1. 統医研のホームページで事業者名、商品名、認証理由、経済性を公開する。
2. 統医研の「Advo KISS マーク」認証商品リストで公開する。
3. 「Advo KISS マーク」は、製造・販売事業者のホームページなどに表示できる。
4. 「Advo KISS マーク」は、健康食品のパンフレットや案内書、新聞、雑誌上などに表示できる。ただし、商品説明や案内文などが統医研が承認したホームページの内容から逸脱してはならない。不適切な表現がある場合、統医研は修正又は「Advo KISS マーク」の削除を要求することができる。
5. 「Advo KISS マーク」は、商品のパッケージに直接表示できる。詳細は付則3. による。

## 第6条 認証取得申請

「Advo KISS マーク」の認証取得を希望する事業者は、統医研のホームページ(<http://advo.jp>)上の「認証取得申請書(PDF)」に所定事項を記入し、統医研宛にFaxまたは郵送する。

## 第7条 審査費用の請求と支払い

統医研は、事業者からの申請に基づいて審査に必要な費用を請求する。商品情報審査は申請事業者からの入金をもって開始し、事業所審査費用は、商品情報審査に合格した事業者に対し請求書を発行する。審査費用の詳細は「第26条 費用」による。

## 第8条 審査及び審査の視点

審査は、大別して以下の2項目または、3項目とする。

### 1. 商品情報審査

統医研は申請に基づき、申請事業者のWEB上の情報を「Advo KISS 商品情報審査規定(TNS-K002)」により審査する。その際の審査の視点は以下とする。

#### 【審査の視点】

- (1) 安全性: 製造過程における安全性の確保や、使用上の注意について十分説明しているか
- (2) 有効性: 法規制に抵触する表現がなく、エビデンスがあるか
- (3) 専門性: 素材の選定や製法・有効性について、独自の研究がされているか
- (4) 追跡可能性: 原材料や製造場所に関するトレースが可能で、責任の所在が明確か
- (5) 経済性: 他の商品と比較し、経済的な負担の程度はどうか
- (6) 流通性: 流通時に付帯されている条件はないか
- (7) 整合性: 記載事項の表記表現のコンテキストに矛盾はないか

注) 評価は、統医研が定める「Advo KISS 商品情報審査基準(K002-012)」(5段階評価)に基づいて実施する。

### 2. 事業所審査

事業所審査は、商品情報審査に適合後実施する。主な内容は、経営者による顧客第一主義の実践、

原材料の入手をはじめとするトレーサビリティの確立、コンプライアンスなどとする。詳細は「Advo KISS 事業所審査規定(TNS-K003)」によるものとし、審査の視点は以下とする。

【審査の視点】

- (1) 経営者の取り組み: 経営者は顧客本意の経営に徹しているか
- (2) 責任と権限: 各部門が経営者の意思に基づき有機的に機能しているか
- (3) 顧客満足: 顧客満足度を調査し、苦情に対し適切に対応しているか
- (4) コンプライアンス: 法令遵守を全社員に徹底し、実務をチェックする仕組みがあるか
- (5) トレーサビリティ: 原材料の入手から製造、流通を含めトレーサビリティが確立しているか
- (6) 製品規格: 製品保証のために社内の管理規格が合理的に定められているか
- (7) 衛生管理: 衛生教育を実施し、設備や製品に対して衛生管理が徹底されているか
- (8) 製造工程管理: 均一性を確保するために、原料や工程の管理が行われているか
- (9) 製品保証: 定期的に成分分析などを実施し、製品を保証するエビデンスがあるか
- (10) 人材育成: 職務ごとに必要とする訓練が明確化され、教育が実施されているか
- (11) 計測管理: 計測機器の校正・点検、設備の点検・整備が行われているか
- (12) 社内標準化: 業務の平準化と継続性を確保するために必要な社内標準があるか
- (13) 規約の理解: H. P の管理者は、「Advo KISS マーク運用規約」を理解しているか

注1) 審査は統医研が定める「Advo KISS 事業所審査リスト(K003-012)」に基づき実施する。

注2) 事業者がIS9001 品質マネジメントシステム、ISO22000 食品安全マネジメントシステムの認証を取得している場合は、審査の一部を省略する場合がある。

### 3. 安全審査(毒性試験・残留農薬・細菌／雑菌検査)

Advo KISS gold マーク認証取得申請者に当該審査を実施する。

- (1) 既に事業者が実施した試験結果を取得している場合は、その書類に基づき審査する。
- (2) 新たに試験・検査が必要な場合は、事業者の要請で統医研から試験機関へ委託するか、事業者が独自に委託先を決定する。統医研経由で委託する際は別途実費を請求する。
- (3) 試験結果の可否は、統医研が別に定める基準に基づいて判定する。
- (4) 毒性試験・残留農薬・細菌／雑菌検査を委託する試験・検査機関は、Good Laboratory Practice (GLP) 基準への対応など試験機関としての認証を取得していなければならない。

### 4. その他

- (1) 審査の過程において不明な点や疑義が生じた場合、統医研は必要な資料や情報の提供を事業者に要請することができる。
- (2) 審査員及びその関係者は、審査で知りたくないかなる情報も、事業者の許可無く外部へ漏らしたり、審査の目的以外に使用してはならない。
- (3) 統医研が認証商品をホームページなどで紹介する際は、統医研で原案を作成し、双方の合意に基づいて公開するものとする。

## 第9条 審査の期間

1. 「Advo KISS 商品情報審査規定(TNS-K002)」による審査は、特別な理由がない限り申請受領後4週間以内に完了するものとする。
2. 「Advo KISS 事業所審査規定(TNS-K003)」による審査は、「Advo KISS 商品情報審査規定」による審査終了後、申請者との間で日程を調整し実施する。審査結果は原則として審査終了後4週間以内に報告する。
3. 毒性試験・残留農薬・細菌／雑菌検査については、事業者が既に実施結果を取得している場合は、事業所審査と同時に実施する。試験機関に委託する場合は双方で協議し、日程を調整する。

#### 第10条 審査会

1. 審査員による商品情報審査終了後、「Advo KISS 商品情報審査規定(TNS-K002)」に従い審査会を開催し、統医研として適否を決定する。
2. 審査員による事業所審査、安全性審査終了後、「Advo KISS 事業所審査規定(TNS-K003)」に従い最終審査会を開催し、統医研として認証の適否を決定する。
3. この審査会は、更新審査についても同様に実施する。
4. 上記の審査会の結果は、それぞれの規定に従い議事録を作成し保管する。

#### 第11条 審査結果の通知(認証適合の場合)

審査結果が基準に適合し、最終審査会の認証承認をもって統医研はすみやかに申請事業者宛に認証通知書と、登録料の振込用紙を送付する。

#### 第12条 認証証明書、マークの送付

申請事業者は認証通知書と登録料の振込用紙を受領後、2週間以内に登録料を振り込むものとする。統医研は登録料の振込を確認後「認証証明書(K003-014)」と「Advo KISS マーク(デジタルデータ)」を直接又は郵便で申請事業者宛に送付する。この認証証明書には事業者名、登録番号、適合商品名、登録日、有効期限が記載される。

無断で1ヶ月以上登録料の振り込みがない時は、審査結果を無効とする場合がある。

#### 第13条 審査結果の通知(不適合の場合)

審査の結果、基準に不適合と判断された場合、統医研は不合格の理由を添えて申請者宛に通知するものとする。この通知は通常 E-mail で行なわれる。また、審査費用は返却しない。

#### 第14条 再審査

1. 不適合となった事業者は、不適合となった項目の改善により再審査を申請できる。再申請の方法は、認証取得申請時と同一のフォームを使用し、同時に不適合項目の改善状況を具体的に示す文書を統医研宛に提出する。
2. 提出文書のみでは判定が困難な場合や、不適合の内容により事業所審査を再度実施することができる。審査の範囲や方法は統医研が決定し、審査費用は実費を請求する。

## 第 15 条 マークの表示基準

1. 「Advo KISS マーク」の使用時は、「認証証明書」に記載の登録番号を同時に表示する。
2. モニター画面上及び販売促進用の印刷物などへ表示する場合は、付則2. 「Advo KISS マーク」表示基準によるものとする。
3. 商品のパッケージへ表示は、付則3. 商品パッケージへの表示基準によるものとする。

## 第 16 条 情報改善の要望

「Advo KISS マーク」認証後、第3者などからの指摘により事業者の情報内容に不具合あると判断した場合、統医研は事業者に対しその改善を要望することができ、事業者は誠意を持って応えるものとする。

## 第 17 条 有効期限

「Advo KISS マーク」認証の有効期限は1年間とし、登録日の翌年の月末までとする。

## 第 18 条 情報内容の変更報告

「Advo KISS マーク」の使用を開始後に、事業者がWEB上の情報を変更する際は、統医研にたいし変更内容を遅滞なく報告するものとする。この報告には、変更内容と事業者名、登録番号、ホームページアドレス、申請者名を明記するものとし、この際のフォームは特に定めない。

## 第 19 条 変更情報の審査

1. 統医研は、情報の変更報告を受領後「Advo KISS 商品情報審査規定(TNS-K002)」に基づき再審査を実施する。審査の結果は4週間以内に E-Mail で申請者に通知する。
2. 審査の結果、変更不適切な内容がある場合、統医研は審査結果の通知書にその内容を記載し、不適切の内容が重要と判断した際は改善を要望する。
3. 事業者は不適切事項に対する改善結果、または見解を4週間以内に文書で統医研あてに回答するものとし、この際のフォームは特に定めない。

## 第 20 条 登録情報の変更

事業者は、認証取得申請書に記載した事業者名、責任者名、住所、電話番号、ホームページアドレス、E-Mail アドレスなどに変更が生じた際、統医研に対し文書ですみやかに報告するものとし、この際のフォームは「認証取得申請書(□ 変更)(PDF)」を使用する。

## 第 21 条 更新手続き

「Advo KISS マーク」の認証継続を希望する事業者は、有効期限までに更新手続きを完了するものとする。更新の手続きは統医研のホームページ(<http://advo.jp>)にある「認証取得申請書(PDF)」に、所定事項を記入し、統医研宛に Fax または郵送する。また、更新手続きに必要なとする期間は原則として4週間とする。

## 第 22 条 更新審査

1. 統医研は更新手続きを受理後、「Advo KISS 商品情報審査規定(TNS-K002)」に基づき、WEB上の情報を再審査する。法規制に抵触する類の変更がなく、法改正や新たな行政通達などに適合していなければならない。
2. 「Advo KISS 事業所審査規定(TNS-K003)」に基づく再審査は、原則として 2 年毎に 1 回とする。ただし、必要と認められた場合は中間でも実施する場合がある。

## 第 23 条 苦情、意見の通知

「Advo KISS マーク」を表示した商品の情報やサービスに関し、利用者から統医研に対し苦情、意見などが寄せられた際、統医研は必要に応じその内容を事業者へ通知する。

## 第 24 条 苦情、意見に対する処置

上記の苦情、意見を受理した事業者は、誠意を持って処置を行ない結果を統医研に報告する。処置に際しては、利用者のプライバシーが損なわれないよう配慮するものとする。

## 第 25 条 認証の取り消し

下記の事由が生じた際、「Advo KISS マーク」の認証を取り消すものとする。

1. 第 3 者などからの苦情が多発し、社会的信用を失墜する事態が生じた場合。
2. 第 17 条の情報の変更報告がなく、且つ、変更内容に著しく不適切な情報がある場合。
3. 第 18 条の変更情報の審査結果により生じた改善要望に対し、期限までに事業者から適切な報告がなかった場合。
4. 第 20 条による更新手続きが中断した場合。
5. 事業者が認証の取り消しを希望した場合。
6. 上記以外の事由により統医研の理事会で認証取り消しが議決された場合。

## 第 26 条 認証取り消しの公開と処置

「Advo KISS マーク」の認証取り消しにより、統医研のホームページでは事業者名、登録番号、商品名、取り消し理由を公開する。また、事業者は当該商品に関する全ての情報から「Advo KISS マーク」に関連する情報を速やかに削除しなければならない。

## 第 27 条 費用（税別）

1. 「Advo KISS 商品情報審査規定(TNS-K002)」による審査費用は、1 回の申請にたいし 50,000 円とする。一品種で複数の商品を同時に申請する際は、1 商品当たり 10,000 円の費用が加算され、その費用は申請時に指定の銀行口座に振り込むものとする。
2. 「Advo KISS 事業所審査規定(TNS-K003)」による審査費用は、審査員一人一日 50,000 円とし、交通費、宿泊費等の実費を請求する。審査員以外の立会人が同行する場合、事業者の同意に基づいて交通費・宿泊費などの実費を請求することができる。
3. 安全審査(毒性試験、残留農薬、細菌／雑菌検査)の費用は、表:「審査費用及び登録費用」による。

るものとし、試験を実施した際は実費を加算する。

- 「Advo KISS マーク」の登録料は、1事業者・1品種につき表：「審査費用及び登録費用」によるものとする。費用の支払いは、初回については認証通知書の受領後、更新については更新申請時に指定の銀行口座へ振り込むものとする。
- 更新の際の「Advo KISS 商品情報審査規定(TNS-K002)」による審査は無料とする。また、「Advo KISS 事業所審査規定(TNS-K003)」による審査は、初回の審査費用と同様とする。

表： 審査費用及び登録費用

単位：万円

マークの種類	商品情報審査	事業所審査	安全審査 (毒性試験・残留農薬・細菌／雑菌)	登録費用 (年間)
Advo KISS gold	5 + $\alpha$ *	5(1人1日)	5 + 実費	20
Advo KISS std	5 + $\alpha$ *	5(1人1日)	————	12

\*： $\alpha$ は、1商品追加毎に+1万円とする。

- 第18条による変更情報の審査は無料とする。
- 第24条において認証が取り消しとなった際、いったん納入された審査費用、登録料は返還しないものとする。

<指定振込先>

一般社団法人 統合医療福祉中村直行研究室

口座番号：三井住友銀行 小石川支店 普通口座 3635230

(振り込み手数料は事業者負担とする)

#### 第28条 マークの無断使用

「Advo KISS マーク」の無断使用については、統医研のホームページ及びその他の方法により、その情報を公開することがある。

#### 第29条 疑義の対応

本規約の運用に関し、疑義や規約に定めない事項が生じた場合は、統医研の理事会において協議し対応するものとする。

#### 第30条 規約の改定

本規約の改定は、統医研の理事会の審議により行なえるものとする。改定の内容がマークの使用事業者に関連する重要事項である場合は、適切な方法で遅滞なく当該事業者へ連絡するものとする。

付則1. 本規約は、平成20年11月1日より施行する。

## 付則2. Advo KISS マーク表示基準

### 1. Advo KISS マークの表示

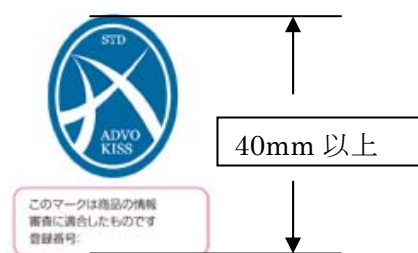
マークの使用については、下記の制限を遵守すること。

#### 1) モニター画面上への表示:

統医研から送付した「Advo KISS マーク(デジタルデータ)」について拡大、縮小などいかなる修正も行ってはならない。

#### 2) 印刷物における表示:

統医研から送付した「Advo KISS マーク(デジタルデータ)」を拡大、縮小する場合の高さ寸法(H)は、最低40mmとする。



### 2. 「Advo KISS マーク」に関する説明文

「Advo KISS マーク」に関する説明文を、事業者のホームページや販促資料に表示する場合は、以下の内容とする。

#### 1) Advo KISS Gold マーク



このマークは、商品に関する情報・安全性・経済性について一般社団法人 統合医療福祉中村直行研究室の審査基準に適合したことを証明するものです。

「Advo KISS マーク」の詳細は、一般社団法人 統合医療福祉中村直行研究室のホームページ <http://advo.jp> をご覧になるか、お電話でお問い合わせ下さい。

電話番号: 03-5802-7788

#### 2) Advo KISS std マーク





このマークは、商品に関する情報・経済性について一般社団法人 統合医療福祉中村直行研究室の、審査基準に適合したことを証明するものです。

「Advo KISS マーク」の詳細は、一般社団法人 統合医療福祉中村直行研究室のホームページ<http://advo.jp>をご覧ください。

電話番号:03-5802-7788

### 付則3. 商品パッケージへの表示基準

1. 商品パッケージへのマークの表示は、表示にかかわる費用を必要とし、事業者と統医研が個別に協議し、別途取り決めを交わすものとする。
2. 商品のパッケージへ直接表示する場合のマークの高さは最低20mmとする。
3. マークの近傍に下記の表示を記載するものとする。

このマークに関する詳細は、一般社団法人統合医療福祉中村直行研究室のホームページ<http://advo.jp>をご覧ください。

電話番号:03-5802-7788

Advo KISS Gold



Advo KISS std



この内容に関し一切の無断使用、転載をお断りします。

以上